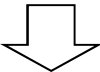
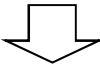
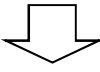
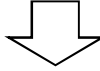


レセプト電子化のスケジュール

		原 則		例外規定					
				【手書き】	【高齢者】	【リース期間切れ等】			
医 科	病 院	・平成20年4月～	400床以上で レセプト電子請求を行っているもの(注1)	レセプトコンピュータ を使用していない場合  紙で請求可 (電子媒体又は オンラインによる 請求に移行するよう 努めるものとする)	 紙で請求可	 紙で請求可			
		・平成21年4月(注2)～	400床未満で レセプト電子請求を行っているもの(注1)						
	・平成22年7月～	レセプトコンピュータを使用しているもの							
	診療所	・平成22年7月～	レセプトコンピュータを使用しているもの					常勤の医師・歯科 医師・薬剤師が すべて65歳以上 の診療所・薬局 (レセプト電子請求が 可能な場合を除く)  紙で請求可	レセプトコンピュータ のリース期間又は 減価償却期間の 終了まで (最大平成26年度末)  紙で請求可
歯 科		・平成23年4月～	レセプトコンピュータを使用しているもの						
薬 局		・平成21年4月(注2)～	レセプトコンピュータを使用しているもの			年間請求件数が1200 件以下の薬局の レセプトコンピュータ のリース期間又は 減価償却期間の 終了まで (最大平成22年度末)  紙で請求可			

(注1) レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合を含む。

(注2) 平成21年4月時にオンライン請求を行えなかった病院・薬局は、平成21年12月診療分から。

※ この他、個別事情(回線障害、業者の対応遅れ、改築工事中、概ね1年以内に廃院予定、その他特に困難な事由)による猶予規定あり。